11　紛争の解決（第一一章関係）

この条約の解釈又は適用に関する締約国間又はＧＩＧＯと締約国との間の紛争は、協議によって解決すること、ＧＣＡＰを実施するためにＧＩＧＯが締結した契約から生ずる紛争であって、当該契約に定める紛争解決条項によって解決することができないものは、運営委員会が設置する調停に関する小委員会に付託すること、雇用契約又は労働条件に関する実施機関とその人員との間の紛争は、実施機関が定める職員規則その他の内部規則に従って解決すること、運営委員会は、第三者の主張に対処するため全ての適当な措置をとること等を規定している。（第五七条～第六〇条関係）

12　最終規定（第一二章関係）

この条約の締結手続、効力発生及び改正、非締約国のこの条約への加入、ＧＩＧＯの解散等について主に次のとおり規定している。

㈠　全ての締約国は、運営委員会を通じ、改正案について協議し、全会一致の合意がある場合にのみこれを採択する。（第六二条関係）

㈡　この条約には、留保を付することができない。（第六二条関係）

㈢　この条約は、締約国からの最後の批准書又は受諾書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。（第六二条関係）

㈣　この条約が効力を生じた後に締約国となることを希望する非締約国は、第八章に定める規定に従い、締約国によりこの条約に加入するよう招請されることができる。新たな締約国について、改正されたこの条約は、その加入書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。（第六三条関係）

㈤　締約国は、ＧＩＧＯを解散することを全会一致で決定することができる。ＧＩＧＯの解散は、全ての締約国の書面による同意を得た後に効力を生ずる。この条約は、ＧＣＡＰ及びその付随的な事項の処理が完了したことを締約国が全会一致で認める時まで効力を有する。（第六四条関係）

㈥　いずれか一の締約国がこの条約から脱退することを希望する場合には、締約国間で協議を行う。脱退する締約国は、脱退の効力発生の日まで全ての約束を履行する。（第六五条関係）

㈦　この条約が終了する場合又はいずれか一の締約国がこの条約から脱退する場合には、費用、法的請求及び秘密情報その他の機微な情報の保護に関する残存するいかなる義務も、引き続き拘束力を有する。（第六六条関係）

◇国際復興開発銀行協定の改正（条約第六号）（外務省）

この改正は、国際復興開発銀行の機能を強化することを目的として、国際復興開発銀行協定第三条第三項に規定されている融資等の上限を撤廃するため、同項を削除するものである。

◇欧州復興開発銀行を設立する協定の改正（条約第七号）（外務省）

この改正は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）の機能の強化を目的として欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）上の融資の上限を撤廃するとともに、銀行の業務の地理的範囲を限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国に拡大することについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　銀行の受益国の範囲を拡大し、銀行が、現在の受益国である中欧及び東欧の各国、㈠モンゴル並びに㈡地中海の南部及び東部の加盟国に加え、㈢限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができる（㈡及び㈢については、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、銀行が決定する。）ことを定める。（第一条関係）

2　協定第一二条1に規定されている融資等の上限を撤廃するとともに、理事会が銀行の財務の健全性等を保護するため、適当な制限を定め、及び維持することを定める。（第一二条1関係）

条　約

グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関の設立に関する条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第五号

グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関の設立に関する条約

目次

前文
第一章　総則
第二章　運営委員会
第三章　実施機関の地位、任務及び活動
第四章　実施機関の構成
第五章　財政運営
第六章　報告及び監査
第七章　特権及び免除
第八章　追加的な締約国の加入及び非締約国との協力
第九章　情報の保全
第十章　責任及び請求
第十一章　紛争の解決
第十二章　最終規定

イタリア共和国、日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「締約国」という。）は、

新たな技術を利用することによって相互の防衛能力を向上させることを希望し、

軍事又は防衛に関する不可欠の能力を提供し、国家の主権及び行動の自由を支え、自国の戦闘航空産業の能力を強化し、及び維持し、自国の繁栄を支え、並びに国家安全保障及び国際的な影響力に寄与するという同様の戦略的な目標を有して戦闘航空システムの分野における協力を強化することを希望し、

グローバル戦闘航空プログラム（以下「ＧＣＡＰ」といい、第一条に定義する。）が、今後長年にわたって自国の戦闘航空部門にとって最も意味のある計画であることを認め、

戦闘航空に関する能力の開発について最大の費用対効果を得るための協力がもたらす利益を認識し、

締約国間の最も効率的な調整を達成するため、独立の機関として効果的に機能するための法人格を有し、かつ、ＧＣＡＰに従事する産業団体（以下「産業界」という。）と契約を締結するための法的能力を有する国際機関を設立することが必要であることを考慮し、

締約国間の産業上の及び国際的な協力を経済的及び政治的に成功させるため、輸出の可能性が重要であることを認識し、

また、締約国間の共同計画の成功を確保し、及び締約国間の産業上の連携を促進する用意があることを確認し、

ＧＣＡＰの目的を効果的に達成するため、締約国と産業界との間でデータ及び有形資産の移動を認め、並びにこれらを共有することが重要であることを認識して、